

証券コード 2722

発送日 2023年8月1日

電子提供措置の開始日 2023年7月27日

株 主 各 位

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社 I Kホールディングス
代表取締役社長兼COO 長 野 庄 吾

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2722/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて書面(郵送)またはインターネットにより議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2023年8月17日(木曜日)午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月18日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第42期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

以 上

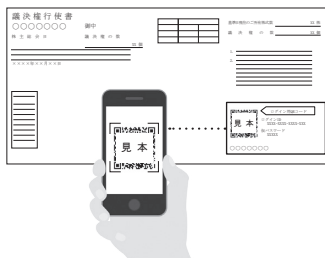
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知の添付）をお送りしておりますが、電子提供措置事項のうち、事業報告における業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類における連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類における株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

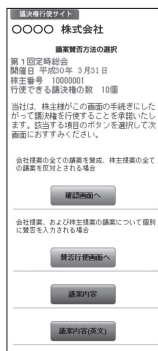
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

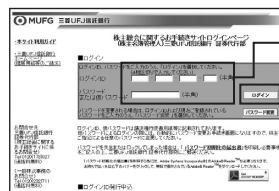
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

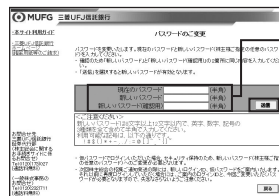
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年6月1日から)
(2023年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制に伴う行動制限が緩和されて以降、社会経済活動が徐々に正常化に向かい、景気回復の兆しが見られました一方、世界的な資源価格の高騰や為替の変動による物価高が顕著となりましたことに加え、ロシア・ウクライナ問題等による地政学的リスクの上昇が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、収益基盤であります生協ルートでの営業力強化を目的といたしまして、企画提案書の見直しを行い、企画力・商品力及び訴求力の向上に努めてまいりました。また、新たな主力商品として位置付けた韓国コスメでは、人気のある「ma:nyo」、「hince」、「KAHI」などの国内総販売代理店等として販売を開始いたしました。TVショッピング「プライムダイレクト」においては、媒体効率を意識した放映に徹するため、放映枠を大幅に縮小してまいりました。

また、当社グループは、2022年12月より持株会社体制に移行し、当社の商号を「株式会社 I K ホールディングス」に変更いたしました。更なる経営における意思決定のスピードアップ、柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、監督と執行の機能分離と権限委譲を進め、新規事業や経営人材の創出を進めることで、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高141億79百万円（前期比13.2%減）、営業損失2億24百万円（前期は3億60百万円の営業損失）、経常損失2億5百万円（前期は3億23百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失4億63百万円（前期は9億5百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。（売上は外部顧客への売上高を記載しております。）

・ダイレクトマーケティング事業

TVショッピングにおいては、収益性に拘り媒体効率を意識した放映方針に転換し、放映枠を絞り込んだ結果、売上高は大幅に減少いたしました。韓国コスメのリアルショップは「SKINFOOD」の不採算店7店舗（直営店）とFC店3店を閉鎖し、「hince」2店舗と韓国化粧品品のセレクトショップ1店舗を新たに新設いたしました。これらにより売上高は40億7百万円（前期比22.7%減）となり、営業損失は3億27百万円（前期は8億5百万円の営業損失）となりました。

・セールスマーケティング事業

売上高は、基盤販路の生協ルートにおいて食品企画はほぼ前年並みでありましたものの、雑貨企画及び化粧品企画が前年実績を下回りました。また、通販ルート、店舗ルートも微減いたしましたことから96億51百万円（前期比9.8%減）となり、営業利益は3億55百万円となりました。

なお、持株会社体制の移行に伴い、全社費用の区分把握が可能になり、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しております。このため、セグメント別営業損益の対前期比は記載しておりません。

・ITソリューション事業

売上高は、主力商品であるチャットシステム「M-Talk」の売上が順調に拡大していることから、5億18百万円（前期比15.1%増）となりましたものの、営業利益は為替の影響を受け仕入コストが上昇したことから13百万円（前期比55.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4億64百万円、その主なものはテレビショッピングの映像製作及びソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割の状況

当社は、2022年12月1日付でセールスマーケティング事業を子会社の株式会社アイケイ分割準備会社(同日付で株式会社アイケイに商号変更)に吸収分割により承継いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受け

当社の連結子会社である株式会社プライムダイレクトは2022年6月30日付でコンビ株式会社より化粧品事業を譲受けております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2020年5月期)	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2023年5月期)
売 上 高(千円)	18,483,995	20,754,610	16,335,372	14,179,066
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	623,750	730,620	△323,419	△205,196
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	384,064	321,317	△905,533	△463,533
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	52.19	42.60	△115.95	△60.34
総 資 産(千円)	7,369,198	7,226,486	7,378,271	6,788,751
純 資 産(千円)	2,809,631	3,557,475	2,504,647	1,970,395
1株当たり純資産額(円)	385.34	451.96	321.94	249.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る財産及び損益については当該会計基準等を適用したあとの指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2020年5月期)	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (当事業年度) (2023年5月期)
売 上 高(千円)	12,043,683	11,934,476	10,883,024	5,325,545
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	240,936	323,897	90,449	△477,219
当期純利益又は当期純 損 失 (△) (千円)	150,218	146,846	△147,630	△492,882
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	20.41	19.47	△18.90	△64.16
総 資 産(千円)	6,199,630	6,055,471	6,175,860	4,618,305
純 資 産(千円)	2,356,203	2,933,621	2,638,720	2,076,561
1株当たり純資産額(円)	323.93	372.72	339.41	263.33

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る財産及び損益については当該会計基準等を適用したあとの指標等となっております。
3. 第42期の売上高及び総資産等の大幅な変動は、2022年12月1日付の持株会社体制への移行によるものであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイケイ	10百万円	100.00%	生活協同組合等への卸売事業
株式会社フードコスメ	45百万円	100.00%	SKINFOOD等韓国化粧品の販売
株式会社プライムダイレクト	70百万円	100.00%	TVショッピング、WEBショッピング等
アルファコム株式会社	62百万円	97.87%	チャットシステム等の販売
艾瑞碧(上海)化粧品有限公司	3,270千中国元	60.00% (60.00%)	化粧品の販売等
I.K Trading Company Limited	3,100千香港ドル	100.00%	化粧品の販売等

(注) 1. 議決権比率欄の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 当社は、2022年12月1日付で持株会社体制に移行し、同年7月1日に設立した株式会社アイケイが当社の事業を承継いたしました。
3. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社アイケイ	名古屋市守山区上米野町四丁目20番地	2,521,592千円	4,618,305千円

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限が緩和されて以降、経済活動が正常化に向かいはじめ、景気回復への兆しが見られる一方、世界的な資源価格の高騰、為替変動リスクにより依然として不透明な状況が続くものと思われま。

このような状況の中、当社グループは収益のV字回復を達成するため、ローリング方式による新たな中期経営計画(IK WAY to 2026)を策定いたしました。この中期経営計画の達成に向けて、事業ポートフォリオマネジメントを強化するため、重点投資事業を精査するとともに、収益基盤であります生協ルート向けの商品開発と営業を強化いたします。また、国内での総販売代理店等としての地位を取得している韓国化粧品であります「ma:nyo」、「hince」、「KAHI」、「OLIVE YOUNG」、「SKINFOOD」等を強化商品として拡販してまいります。

赤字事業となっているダイレクトマーケティング事業においては、早期の黒字化を目指し、TVショッピング販路での放映枠の一層の見直しと絞り込みを行うことで、媒体効率の向上に取り組んでまいります。また、韓国化粧品のリアル店舗では既存店舗の不採算店の閉鎖推進を行う一方で、新たなブランドとして「hince」2店舗等を出店いたしましたことから、店頭での活性化を通じて収益性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染防止策に取り組みお客様及び社員の安心・安全を確保しつつ、キメ細かな接客によりお客様に喜ばれる店づくりを行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング事業	テレビショッピング、インターネットショッピング、リアル店舗での「SKINFOOD」、「hince」など韓国化粧品販売の小売事業等
セールスマーケティング事業	生活協同組合、通信販売会社、小売店舗、海外パートナー企業への卸売事業等
ITソリューション事業	チャットシステム、音声通話録音システムの販売等

(6) 主要な営業所 (2023年5月31日現在)

当 社	本 社：名古屋市中村区 本 店：名古屋市中村区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 ア イ ケ イ	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 フ ー ド コ ス メ	本 社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) ア ル フ ァ コ ム 株 式 会 社	本 社：東京都千代田区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 プ ラ イ ム ダ イ レ ク ト	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) 艾 瑞 碧 (上 海) 化 粧 品 有 限 公 司	中国上海市
(連 結 子 会 社) I. K T r a d i n g C o m p a n y L i m i t e d	香港九龍

(注) 当社は、2022年12月1日付で持株会社体制に移行し、同年7月1日に設立した株式会社アイケイ (旧商号「株式会社アイケイ分割準備会社」) を新たに含めております。

(7) 使用人の状況 (2023年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング事業	89(15)名	15名減 (12名減)
セールスマーケティング事業	84(10)名	18名減 (10名減)
ITソリューション事業	17(-)名	1名減 (1名減)
全 社 (共 通)	32(11)名	32名増 (11名増)
合 計	222(36)名	2名減 (12名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. ダイレクトマーケティング事業において、使用人数が前連結会計年度末と比較して15名減少しておりますが、その主な理由は営業店舗の閉店によるものであります。
3. セールスマーケティング事業において、使用人数が前連結会計年度末と比較して18名減少しておりますが、その主な理由は2022年12月1日より持株会社体制に移行したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (11) 名	69名減 (9名減)	39.4歳	11.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度と比較して69名減少しておりますが、その主な理由は2022年12月1日より持株会社体制に移行したことによるものであります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社愛知銀行	397,042
株式会社三井住友銀行	393,730
株式会社商工組合中央金庫	208,540
株式会社十六銀行	202,796
株式会社りそな銀行	147,523
株式会社みずほ銀行	36,654

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(会社分割による純粋持株会社体制への移行)

当社は2022年8月18日開催の第41期定時株主総会で承認されました吸収分割契約に基づき、セールスマーケティング事業を当社の完全子会社である吸収分割承継会社の「株式会社アイケイ (旧商号「株式会社アイケイ分割準備会社」)」に承継いたしました。

これに伴い、当社は2022年12月1日付で「株式会社 I Kホールディングス (旧商号「株式会社アイケイ」)」に商号変更し、持株会社体制に移行しました。

(海外連結子会社の破産手続きの開始申し立ての決議)

当社は2023年4月11日開催の取締役会において、中国本土において当社グループのメイク化粧品ブランドである「L B (エルビー)」の販売等を行っている当社の連結子会社であります 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司(当社間接保有60%)に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として業績が大きく低迷したこと、また、今後の回復が見込めないことから破産手続きの開始を申し立てることを決議いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 31,065,600株
- ② 発行済株式の総数 8,308,000株 (自己株式621,276株を含む)
- ③ 株主数 9,403名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 A M	1,210,000	15.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	309,200	4.02
飯田 裕	149,600	1.94
アイケイ取引先持株会	140,000	1.82
飯田 清子	129,800	1.68
鬼頭 洋介	120,500	1.56
堀正工業株式会社	120,000	1.56
山中 亜子	107,400	1.39
飯田 悠起	107,400	1.39
栗田 和代	93,000	1.20

(注) 当社は、自己株式621,276株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年9月13日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月30日付で取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名に対し、自己株式13,100株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2019年9月10日
新株予約権の数		320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000 株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 44,400円 (1株当たり 444円)
権利行使期間		2022年10月1日から 2027年9月30日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3人

(注) 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、執行役員、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2021年9月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの経営陣並びに従業員が丸となり、責任を持って中期経営計画を達成し、株主価値の向上を意識した企業経営を推進するためには、適切なインセンティブの制度設計が肝要であると考え、より一層の事業意欲及び士気を向上させながら、経営陣並びに従業員と株主の利害の連動性を高めることが必要であると考え、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第3回新株予約権	
発行決議日		2021年9月24日	
新株予約権の数		2,350個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 235,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり600円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,600円 (1株当たり 606円)	
権利行使期間		2024年8月1日から 2029年7月31日まで	
行使の条件		(注)	
割当先	当社取締役(監査等委員・社外取締役を除く)、従業員並びに当社子会社の取締役および従業員	新株予約権の数	2,350個
		目的となる株式数	235,000株
		保有者数	106人

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2022年5月期から2024年5月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書、以下同様。)から求められる調整後EBITDAが下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。ただし、1個未満の端数が生じる場合においては切り捨てるものとする。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 調整後EBITDAが1,350百万円を超過した場合：行使可能割合40%

(b) 調整後EBITDAが1,970百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該調整後EBITDAの計算においては【EBITDA(営業利益+償却費)±M&A 関連費用±構造改革費用(株式報酬費用含む)】とし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員並びに業務委託契約関係が継続していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年 5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長 I.K Trading Company Limited Director
常 務 取 締 役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	山 本 あ つ 美	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 田 圭 介	オリンピック法律事務所パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菅 生 新	株式会社エグゼクティブ代表取締役 株式会社ニューイング代表取締役 株式会社アンビション代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏、和田圭介氏、菅生 新氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏、和田圭介氏、菅生 新氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の円滑な運営と監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)山本あつ美氏を常勤の監査等委員に選定しております。チームマネージャー職以上で構成する重要な会議等に出席するほか、日常的に取締役(監査等委員を除く)及び従業員から業務執行に係る重要情報を収集しております。また、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携が図られております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を取り入れつつ、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与および非金銭報酬である株式報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬と賞与を支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、内規で定められた各取締役の役位に応じた報酬額を基準とし、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとする。

ハ. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の賞与は、業績連動報酬としての効果を有しており、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当社連結業績の前連結会計年度における税引前当期純利益の約9%を目途として算出された額を賞与総額として、役位等により個別の額を取締役会にて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

ニ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的としてストック・オプションを付与することとし、株主総会で決定したストック・オプション報酬額の限度内(年額20百万円以内)において、個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

また、当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるとともに、株主様との利益意識の共有を図ることなどを目的とし、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内(年額10百万円以内)において、役員等に応じて個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

ホ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、非金銭報酬の額のウェイトを考慮し、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の報酬等の具体的内容については、上記報酬等の決定手続については各報酬の決定方針に従い、監査等委員である社外取締役の意見を踏まえたうえで、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	82,027 (-)	73,500 (-)	1,722 (-)	6,271 (-)	534 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,990 (10,990)	10,800 (10,800)	190 (190)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	93,017 (10,990)	84,300 (10,800)	1,912 (190)	6,271 (-)	534 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。また、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会において、別枠の報酬として譲渡制限付株式報酬額として年額10百万円以内、ストック・オプション報酬額を年額20百万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名となります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、2022年8月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬等の額には、2022年8月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記のほか、第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(監査等委員を除く)に対し、7,300千円を退職慰労金として支給いたしました。なお、この退職慰労金の支給は2019年8月22日開催の当社第38期定時株主総会にて承認されました役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給によるものです。
6. 上記のほか、第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)に対し、875千円を退職慰労金として支給いたしました。なお、この退職慰労金の支給は2019年8月22日開催の当社第38期定時株主総会にて承認されました役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給によるものです。

⑦ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）和田圭介氏は、オリンピア法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）菅生 新氏は、株式会社エグゼクティブ、株式会社ニューイング及び株式会社アンビションの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 山本 あつ美	取締役就任以降に当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から主に会計についての意見を述べております。また、内部監査等について適宜必要な発言・アドバイスを行っており、その役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 和田 圭 介	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から遵法及び事業の健全性等についての意見・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 菅 生 新	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。経営者として、また、複数の企業での要職の経験から事業の健全性等についての意見・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄 監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意いたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2,000千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,728,103	流動負債	3,766,344
現金及び預金	971,922	買掛金	672,377
受取手形及び売掛金	2,183,608	短期借入金	1,350,000
商品及び製品	2,250,407	1年内返済予定の長期借入金	653,296
原材料及び貯蔵品	13,676	未払金	738,271
その他	309,328	未払法人税等	38,573
貸倒引当金	△841	賞与引当金	12,324
固定資産	1,060,647	事業損失引当金	4,021
有形固定資産	215,411	その他	297,478
建物及び構築物	82,391	固定負債	1,052,011
土地	80,216	長期借入金	732,989
その他	52,803	退職給付に係る負債	155,510
無形固定資産	467,456	その他	163,512
のれん	117,314	負債合計	4,818,355
その他	350,142	(純資産の部)	
投資その他の資産	377,780	株主資本	1,920,355
投資有価証券	24,428	資本金	620,949
長期貸付金	87,477	資本剰余金	681,430
繰延税金資産	113,328	利益剰余金	846,187
差入保証金	127,660	自己株式	△228,211
その他	35,419	その他の包括利益累計額	△2,344
貸倒引当金	△10,535	為替換算調整勘定	△2,344
資産合計	6,788,751	新株予約権	52,384
		純資産合計	1,970,395
		負債及び純資産合計	6,788,751

連結損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		14,179,066
売	上		8,228,197
販	費		5,950,868
営	業		6,175,745
営	業		224,877
受	取	739	
受	取	8,048	
受	取	590	
受	取	544	
投	資	1,356	
協	力	20,542	
そ	の	9,616	41,437
営	業		
支	払	10,229	
事	業	6,303	
退	店	4,232	
そ	の	990	21,757
経	常		
特	別		205,196
商	標	30,000	
関	係	6,471	36,471
特	別		
減	損	190,381	
訴	訟	27,958	
投	資	9,999	228,339
税	金		397,064
法	人	86,573	
法	人	△20,105	66,468
当	期		463,533
親	会		463,533

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	872,701	流 動 負 債	1,761,535
現金及び預金	200,102	短期借入金	850,000
売掛金	81,203	1年内返済予定の長期借入金	572,980
前払費用	44,432	未払金	279,721
短期貸付金	447,388	未払費用	17,147
その他	170,322	賞与引当金	3,509
貸倒引当金	△70,748	関係会社事業損失引当金	33,774
固 定 資 産	3,745,603	その他	4,402
有形固定資産	201,977	固 定 負 債	780,208
建物	76,846	長期借入金	555,451
土地	80,216	退職給付引当金	64,057
その他	44,913	その他	160,700
無形固定資産	341,042	負 債 合 計	2,541,743
ソフトウェア	21,610	(純 資 産 の 部)	
その他	319,432	株 主 資 本	2,024,177
投資その他の資産	3,202,583	資 本 金	620,949
関係会社株式	2,608,021	資 本 剰 余 金	679,430
長期貸付金	1,479,278	資 本 準 備 金	543,649
繰延税金資産	93,979	その他資本剰余金	135,780
その他	122,465	利 益 剰 余 金	952,009
貸倒引当金	△1,101,162	利 益 準 備 金	9,500
資 産 合 計	4,618,305	その他利益剰余金	942,509
		別 途 積 立 金	400,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	542,509
		自 己 株 式	△228,211
		新 株 予 約 権	52,384
		純 資 産 合 計	2,076,561
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,618,305

損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,325,545
売上原価	3,259,708
売上総利益	2,065,837
販売費及び一般管理費	2,005,200
営業利益	60,636
営業外収益	
受取利息	11,303
受取配当金	8,048
受取手数料	15,876
為替差益	2,680
投資有価証券売却益	1,356
その他	14,115
営業外費用	
支払利息	7,686
貸倒引当金繰入額	561,699
関係会社事業損失引当金繰入額	21,850
経常損失	477,219
特別利益	
商標権譲渡益	30,000
関係会社株式売却益	6,471
特別損失	
投資有価証券評価損	9,999
税引前当期純損失	450,748
法人税、住民税及び事業税	47,998
法人税等調整額	△5,864
当期純損失	492,882

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月11日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄 監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	玉 置 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	近 藤 雄 大
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含ま

れておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月11日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄 監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	玉 置 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	近 藤 雄 大
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役との定例会合を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月12日

株式会社 I Kホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 あつ美 ⑩

監査等委員 和田 圭介 ⑩

監査等委員 菅生 新 ⑩

(注) 監査等委員山本あつ美、和田圭介及び菅生 新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において各候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田 裕 (1955年3月23日生)	1982年5月 アイケイ商事有限会社（現株式会社IKホールディングス）設立取締役 1990年4月 当社代表取締役社長 2015年8月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） (重要な兼職の状況) 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長	149,600株
(取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由) 飯田 裕氏は、当社の代表取締役として長年にわたり当社の持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、強いリーダーシップで経営を牽引してきました。経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ながのしょうご 長野庄吾 (1969年12月25日生)	1995年8月 当社入社 2000年5月 当社営業部部門長 2002年2月 当社営業企画部部門長 2004年3月 当社執行役員 2005年8月 当社取締役 2005年10月 当社取締役兼バイヤーチームマネージャー 2006年6月 当社取締役企画統括兼バイヤーチームマネージャー 2007年4月 当社取締役企画統括 2008年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング統括 2012年8月 当社取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2013年6月 当社常務取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2014年6月 当社専務取締役営業統括 2015年8月 当社代表取締役社長兼COO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プライムダイレクト 代表取締役社長 I.K Trading Company Limited Director	59,300株
(取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由) 長野庄吾氏は、長年にわたり企画統括、営業統括として、また、現在はCOOとして当社の成長・発展に大きな貢献を果たしてまいりました。これらの幅広い経験と実績は当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか はし のぶ よし 高橋 伸宜 (1959年4月27日生)	2000年6月 当社入社 2001年6月 当社管理部部門長 2004年3月 当社管理チームマネージャー 2005年8月 当社取締役兼管理チームマネージャー 2006年6月 当社取締役管理統括兼管理チームマネージャー 2012年8月 当社常務取締役管理統括(現任)	44,100株
	(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由 高橋伸宜氏は、長年にわたり管理統括として、人事、総務、経理等の管理部門全体の統括を務めており、その高い専門性と知見、幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。		

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【ご参考】本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

	氏名	企業経営	マーケティング	品質管理	組織・人材	法務・リスク管理	財務・会計
社内	飯田 裕	○	○	○	○		
	長野 庄吾	○	○	○	○		
	高橋 伸宜	○			○	○	○

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール



交通機関

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
 - ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結
- ※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

決議通知及び事業報告の送付を取り止めることとし、当社ホームページに掲載させていただきます。

掲載アドレス https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder